

建設環境委員会

令和4年12月14日（水）

午前9時58分～午前11時09分

議会第4会議室

【出席委員】永淵史孝委員長、久米勝也副委員長、山田誠一郎委員、平原嘉徳委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、野中宣明委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 姉川建設部長
- ・環境部 森環境部長
- ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○永淵委員長

ただいまから建設環境委員会を開催いたします。

委員会の審査日程についてでございますが、タブレットに掲載の審査日程案のとおり進めたいと思います。また、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

それでは、建設部に関する議案の審査に入ります。

第91号議案を審査しますので、執行部からまとめて議案の説明を求めます。

◎第91号議案 佐賀市屋外広告物条例及び佐賀市景観条例の一部を改正する条例 説明

○永淵委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑もないようですので、次に進みます。

続きまして、第96号議案について執行部から説明を求めます。

◎第96号議案 神水川公園の指定管理者の指定について 説明

○永淵委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○川原田委員

指定管理者については特段問題ございませんけれども、教えていただきたいのは、この指定管理の組織のメンバーはどのくらいいらっしゃるのか。そしてもう一つは、通常の業務の際にどのくらい的人数で対応されているのか、分かれば教えていただきたいんですけど。

○永渕委員長

分かる方いらっしゃいますでしょうか。

○小池副理事兼北部建設事務所長

組織のメンバーとしては、自治会の役員、それから専門のスタッフの方が、私が会議に参加するときは13名から14名ぐらいおられます。

運営そのものは、専門的におられる方10名ぐらいが事務所にはおられます。約10名です。ちょっと正式な人数は覚えておりません。

○川原田委員

10名ぐらいいらっしゃるといのは、通常業務のときも10名ぐらいいらっしゃるといことよろしいんですか。

○永渕委員長

執行部、お答えできますか。

○小池副理事兼北部建設事務所長

通常、日々どれぐらいで運営されているか、ちょっと私、今お答えはできません。

○永渕委員長

ほかに御存じの方、職員でもどなたか。

○川原田委員

いや、それはこの議案に関してどうこうじゃないですけども、ちょっと後でよかったら確認で教えていただけますか。というのは、私がたまたま行ったときに結構お客が多くて、私はお客に迷惑だなと、お客は困っているなというところをたまたま見たものですから、ちょっとその辺を確認しているだけでございます。

○小池副理事兼北部建設事務所長

後ほど調べてお答えします。

○山口委員

川原田委員は優しいので、議案に対してどうこうと言われましたけど、これは議案としてここに上がってきているわけですね。であるならば、この一般社団法人神水川公園協議会がどういう組織で、どういう人たちが入っていらっしゃって、何名いらっしゃってというのは最低限分かっておかないと、議案として上げてくる前の準備というか、いま一つ、ちょっと疑問を感じるんですよね。そこはやっぱりもう少しきちっとやってもらわないと、我々も何をもって審査していいのかというのがね、ちょっと私は別に厳しいことを言っているつもりなく、当たり前のことを言っているつもりですから、いかがでしょう。

○永渕委員長

御答弁を求めます。

○小池副理事兼北部建設事務所長

すみません。私が把握不足で申し訳ございませんでした。調べて後ほど説明いたします。

○永渕委員長

よろしいですか。

これは何か資料とかも作れますか。書類ベースでは何か。

○小池副理事兼北部建設事務所長

組織について資料として提出いたします。

○永渕委員長

ということですがけれども、委員の皆さんにお配りする資料はいつまで。

○小池副理事兼北部建設事務所長

今日中でよろしいですか。

○永渕委員長

今日中ということですがけれども、審査ですよ。

(発言する者あり)

審査中ですので、資料をまず出していただけるのであればということですがけれども、審査ができないというお声も上がっていますが、どなたかちょっとお願いします。

○小池副理事兼北部建設事務所長

書類を取り寄せて報告いたします。

○永渕委員長

審査中に後ほど届いたらということですがよろしいですか、そういう解釈で。

○小池副理事兼北部建設事務所長

はい。

○永渕委員長

そういうお話ですがけれども、よろしいですか。

では、ほかにこの件に関して御質疑がある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

ということで、この件、神水川に関しては積み残しということで、後ほど資料ができたところで皆さんでもう一度審議したいと思います。

では、続きまして第98号議案について執行部から説明を求めます。

第98号議案 市道路線の認定について御説明を求めます。

◎第98号議案 市道路線の認定について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

市道認定の全体的なことで、率直な疑問でお伺いしたいんですが、基本的には市道認定される場合は、宅地の5区画以上が隣接することというのが原則だと思うんですが、例えば、今進んでいる5戸連檐の制度とかで、明らかに間違いなく5区画の宅地が出来上がったと。しかし、市道認定するタイミングで、5区画のうちに1区画は売れているけど、あと4区画が全然売れなかったとか、何年もかかったというパターンがあるかと思うんですよ。この認定するタイミングというのは、例えば5区画あれば、そのうち半分以上の3区画ぐらいが出来上がったじゃなくて、例えば建築確認が出たとかいうようなタイミングでいいのか、ただ5区画の宅地分譲が始まりさえすればすぐ市道認定という形になるのか、その辺りはいかがですか。

○澤野道路管理課長

委員が幾つかのパターンをおっしゃいましたけれども、道路管理課としましては、分譲されて区画がついて、そして、家が建ったときに舗装までされていたら認定するのが一番いいパターンなんですけれども、その中でも、そこまでそろわなくても、家が建って舗装されていたら、分譲開始されるところになって、もう道路が通れるようになっている場合は市道として早く認定したいというふうに考えております。

○嘉村委員

開発されたところ、これは全て舗装まで終わらないと認定しないというわけじゃないですね。その前にも認定するわけね。

○澤野道路管理課長

舗装が終わってからの認定になります。

○永渕委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですかね。

それでは、ほかに御質疑もないようですので、次に進みます。

続きまして、第83号議案について執行部から説明を求めます。

◎第83号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第8号)中、歳出8款 説明

○永渕委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、次に進みます。

続きまして、第14号報告について執行部から説明を求めます。

◎第14号報告 専決処分の報告について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

○山口委員

教えてください。ちなみになんですが、滞納期間、それと合計の滞納額、幾らでしょうか。

○川浪建築住宅課長

滞納期間につきましては8か月、滞納金額については29万4,800円でございます。

○川原田委員

さっき、報告の中で連帯保証人が対応できないという理由は何ですか。

○川浪建築住宅課長

こういう状況でしたので、連帯保証人は御両親だったかと思うんですけども、その旨連絡しました。こういう状況で、実際所在も不明ですということで、連帯保証人として対応をお願いしますと言ったところ、いや、うちのほうではできないの一言でお断りされたという状況でございます。

○川原田委員

いや、家族ができない。家族ができないとなると大変ですよ。高齢でできないのか、ほかに何か理由があるのか。

○永渕委員長

御事情、分かりますでしょうか。

○川浪建築住宅課長

今滞納されている方自体は実は30代前半の方ですので、御両親もさほどそういう御年配の方ではないんですけども、こういう案件ではなかなか、保証人になっていただいているんですけども、実際そういうふうな連絡を差し上げると知らないの一点張りというのが非常に多くて困っている状況でございます。

○川原田委員

ちょっとしつこくは言いませんけど、そしたら、そういうふうに市営住宅辺りを貸すときに連帯保証人とはお会いにならないんですか。

○川浪建築住宅課長

連帯保証人とは直接お会いすることはありませんけれども、実印をついた形でちゃんとした契約は結ぶようにしております。以上です。

○川原田委員

やっぱりその辺まできちっとやらんと駄目ですよ。連帯保証人とも、もし万が一のときは補償していただくように約束を取り付けとかなないと、こういう事例がどんどん出てくるのではないかなというふうに思います。以上です。

○嘉村委員

確認ですけど、連帯保証人の法的な責任の範囲というか、どこまで追及できるんですかね。だから、連帯保証人も訴訟の対象になるのかということです。

○川浪建築住宅課長

基本的には連帯保証ですので、今回の債務については全て対象ということにはなろうかと思えます。ただ、うちとしては明渡しという形で提訴しておりますので、明渡しは契約されている御本人に対する訴訟ということでございます。

○嘉村委員

明渡しの人がそういう返済能力がないと認めたときに、次は保証人のほうにという形になっていくということ。

○姉川建設部長

今回の分については、本人に対する明渡し請求ということで、債権が残った状態になると思っています。その分については本人に請求を行うということになりますし、連帯保証人も併せて請求を行うこととなりますけど、実際、連帯保証人からそういった債務を引き上げるには裁判が必要になってくるみたいな形になりますので、その費用とそういったものを勘案しながら、今後、対応していくということになろうかと思っております。

○西岡義広委員

うちには顧問弁護士の先生がおられると思うんですが、ちょっと逃げられとっけんさい。昔、同僚議員が連帯保証人をしたということで、その責任があるということで、連帯保証人として家賃を支払いしたというのがあるんですよ。そいけん顧問弁護士の先生に相談して、ちん逃げられたらどがんでんされんけん、そういう方策もあるとやなかかと思うんですが、今回の明渡しは分かっつですよ。その次の手続として、そういう形も取っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○川浪建築住宅課長

一応明渡し訴訟で住宅のほうはお返ししていただいた後も、その債務については御本人も含め、連帯保証人にも引き続きお支払いしていただくようお願いしていく予定でございます。

○姉川建設部長

顧問弁護士に相談ということも一つの方法かなと思うんですけど、訴訟になった場合は顧問弁護士であろうとも訴訟費用というものがやっぱり発生いたします。ですから、今回の分に債務というのがはっきりしている場合に、私どもとしても法的手段というのも一つ

の方法ではございますけど、そこら辺は全体の金額とか、そういったものも勘案しながら、まずは払っていただくという催促をやっていきたいということでございます。ですから、連帯保証人も基本的には連帯保証人なので、本人が払わなかったら連帯保証人が払うということになっているんですけど、そこら辺の認識がまだある程度、逃げられているというような状況でございます。ですから、まずは債務を私どもがどれだけ回収できるかという努力を今後もしていくしかないのかなということで思っているところでございます。

今回の件については、何で8か月という短い期間なのかということ、私どもも払わなかったらすぐ出ていってくださいということをやっているわけではなくて、本人の事情とか、そういったものをお聞きしながら、これより多く延滞している方もおられるんですけど、一部払っているとか、今から払う意思があるとか、そういった方についてはこういった明渡し請求まではやっていないという状況でございます。

今回の方は全く音信不通というか、全くそういったものが見込めないので、早い段階から、債務が少ない段階から明渡し請求をちょっとやったということでございますので、債務については、今後も本人もしくは連帯保証人に請求はやっていかないといけない。回収努力は、当局としてはやっていきたいということで思っているところでございます。

○永渕委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

この件に関してほかに御質疑はありますでしょうか。ないですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑がないようですので、次に進みますが、ここで一旦、建設部なんですけど……

(発言する者あり)

○小池副理事兼北部建設事務所長

先ほど、第96号議案の神水川公園の指定管理者の指定について質問がありました人員体制及び役員の人数等について説明資料を作りましたので、お配りしてよろしいでしょうか。

○永渕委員長

はい。

◎追加資料配付

○永渕委員長

それでは、資料を基に改めて第96号議案の審査をしたいと思えます。この資料に関しての御説明を求めます。

◎第96号議案追加資料 説明

○永渕委員長

この件に関して御質疑を求めます。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

この資料でよろしいですかね。

それでは、ほかに御質疑もないようですので、建設部の職員は退室されて結構です。

◎執行部退室

○永渕委員長

時間が50分ほどたちましたけれども、環境部の説明に移る前に休憩されますか、どうされますか。

(発言する者あり)

それでは、休憩を取りたいと思います。11時から再開いたします。

◎午前10時52分～午前11時00分 休憩

○永渕委員長

そろわれましたので、環境部に関する議案の審査に入りたいと思います。

第83号議案を審査しますので、執行部から議案の説明を求めます。

◎第83号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第8号)中、歳出4款 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

念のために教えてください。先ほどの債務負担で可燃ごみと不燃ごみ、これは表の右に行くとな財源の内訳で1億9,800万円と602万5,000円か、これはその他の財源になっているんですが、このその他というのはどこから来ているんですか。

○馬場環境部副部長兼循環型社会推進課長

これは、指定袋のごみ処理手数料ということで指定袋を売ったお金ですね。その歳入を充てております。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。ないですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に進みます。

続きまして、第13号報告について執行部から説明を求めます。

◎第13号報告 専決処分の報告について 説明

○永渕委員長

この件に関しまして委員の皆さんから御質疑をお受けします。御質疑はありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もありませんので、環境部の職員は退室されて結構です。委員の皆様はこ

のままお待ちください。

◎執行部退室

○永渕委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して現地視察の御希望はございますか。ないですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで本日の建設環境委員会は終了いたします。次の委員会はあした、12月15日木曜日の午前10時から採決・まとめを行いますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の建設環境委員会は終了いたします。

令和 年 月 日

建設環境委員長 永 渕 史 孝